

V. 財政見通し

第5次総合計画・第3期中期計画における財政見通し

1. はじめに

(1) 国と地方の経済動向について

平成29年9月の内閣府月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」とされており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

(2) 国の予算編成について

国の平成30年度予算は、平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2015」の「経済・財政再生計画」で掲げた「財政健全化目標」の重要性に変わりはなく、基礎的財政収支（PB）を2020年度（平成32年度）までに黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引き下げを目指し、「経済再生なくして財政健全化なし」の方針の下、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革という「3つの改革」を確実に進め、無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とするとされています。

(3) 本市の財政状況と今後の財政見通し

本市の財政状況については、国庫財源を最大限活用する中でこれまで地方創生に資する取組や経済対策などを実施してきたところではありますが、平成28年度決算においては、市税収入が減収となったほか、地方消費税交付金、地方交付税、臨時財政対策債等の大幅な減収に加え、義務的経費等の増加により、財政の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から4.0ポイント増の98.8%となる高い数値となり、財政構造の硬直化はより一層進んでいます。

このような状況を踏まえて、第5次総合計画が目指す「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」のまちづくりを進め、健全な財政運営を実現していくために、中期計画期間における財政見通しを以下の通り策定しました。この見通しは、中期計画における諸施策の財政的な裏付けを明らかにするとともに、4年間の健全な財政運営の指針となるものです。また、より分かりやすい予算を目指して、財政に関する情報を市民の皆様広く提供し、本市の財政運営への理解を深めていただく資料の一つとして公表するものです。

今後の予算編成については、社会情勢の変動や国の制度変更など、状況の変化に柔軟に対応しながら、この財政見通し及び財政運営の基本的な考え方にに基づき、編成していくものとします。

2. 財政見通しの基本的な考え方

- ①今後の本市のまちづくりの基本的な方向性を示し、市政運営のかじ取りの指針である第5次総合計画における中期計画の財政的な裏付けとします。
- ②中期計画期間における健全かつ持続可能な財政運営を堅持するための指針とします。
- ③今後の予算編成の目標とします。

対象期間：平成30年度から平成33年度までの4年間（第3期中期計画期間）

対象会計：一般会計

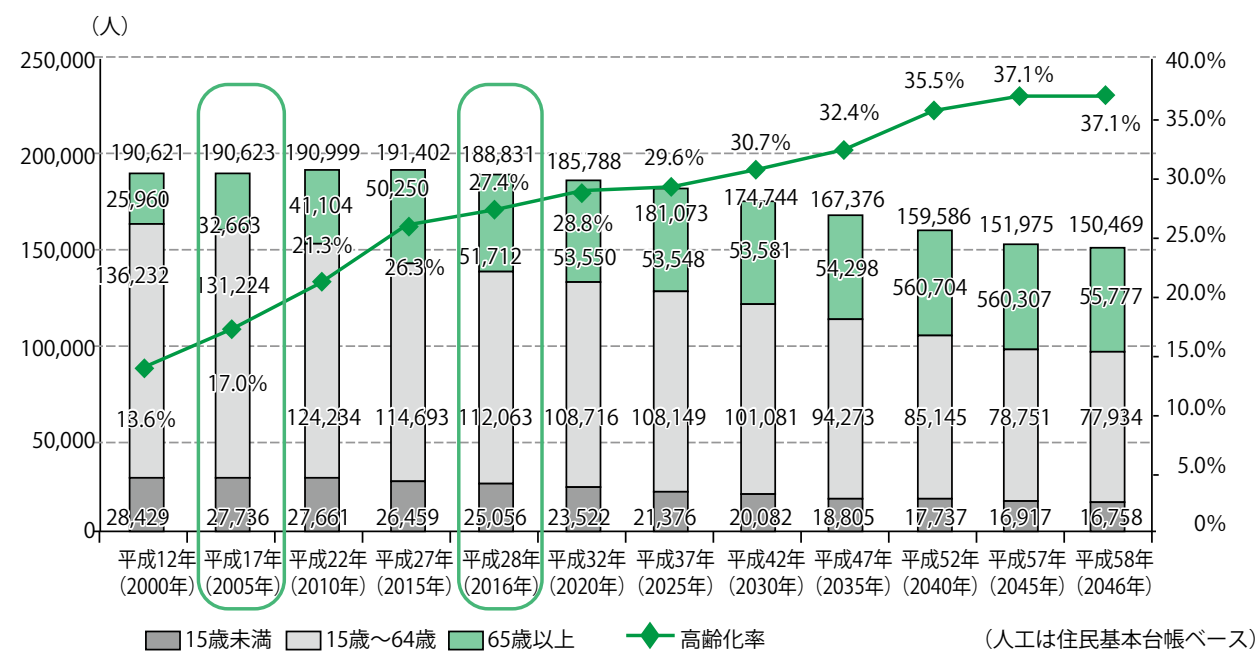
3. 宇治市の人口と将来人口の推計

平成17年度と平成28年度の人口を比べてみると、人口は2,792人減少しています。

また、年齢構成を比較すると、15歳未満の年少人口は2,680人減少、15歳～64歳の生産年齢人口は19,161人減少する一方で、65歳以上の老年人口は19,049人増加しています。

この状況と市の財政状況を照らし合わせてみると、生産年齢人口の減少などにより、個人市民税は減少している一方、保育所入所児童数の増加や老年人口の増加などにより、児童福祉費や生活保護費などの社会保障関係経費は増加しています。

【人口推移と将来人口の推計】

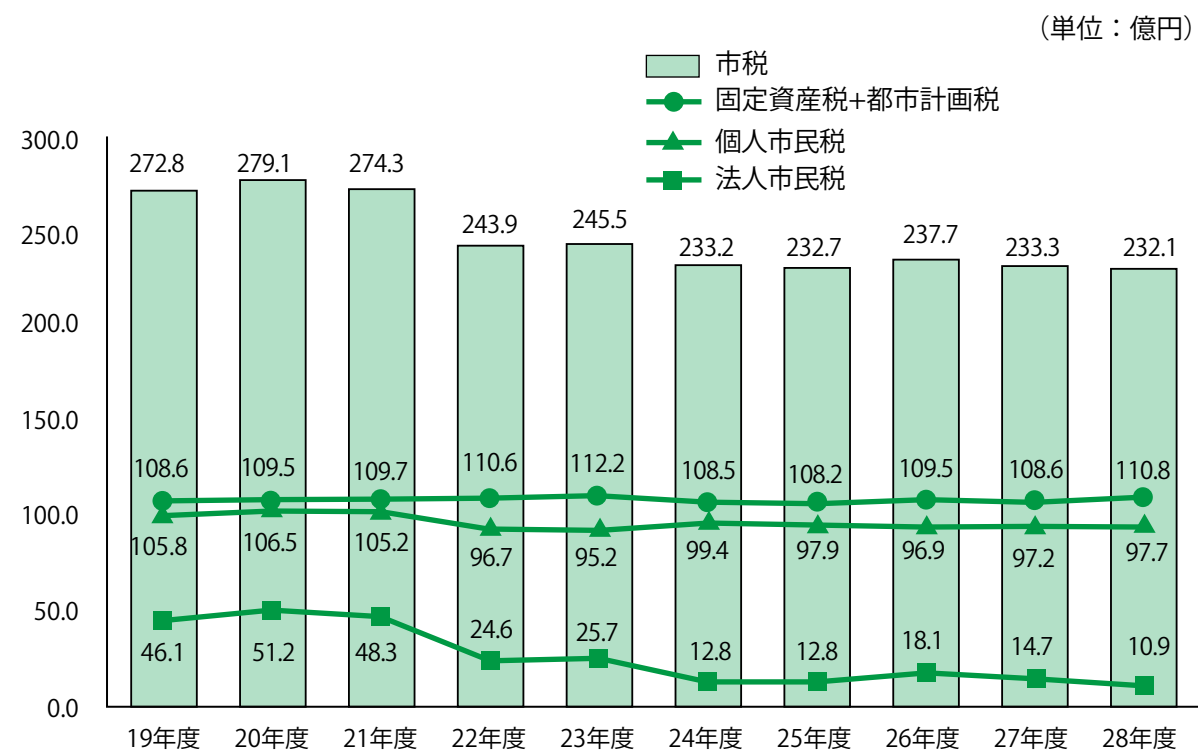


4. 宇治市の財政状況(普通会計)

(1) 市税収入

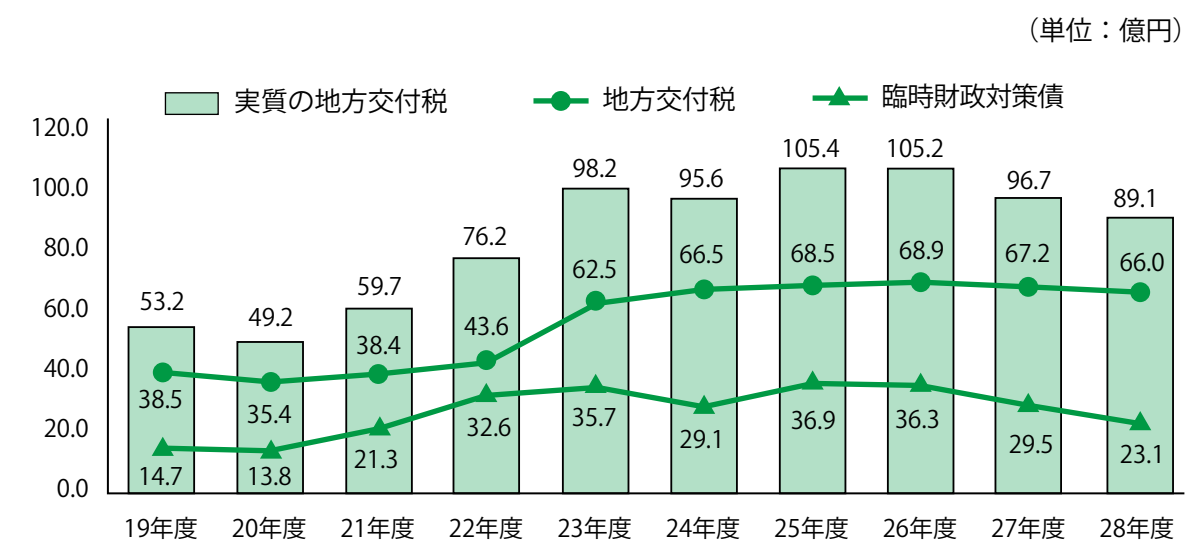
市税収入は、過去最高税収となった平成20年度と比較すると、個人市民税8.8億円の減少、法人市民税40.3億円の減少により、全体として47億円減少しています。

なお、平成24年度以降は、ほぼ横ばいの状況で推移しています。



(2) 実質の地方交付税(地方交付税+臨時財政対策債)

法人市民税等の変動により市税収入は落ち込む一方、社会保障関係経費等は増加しており、平成21年度以降、実質的な地方交付税額は増加してきましたが、消費税および地方消費税の増税に伴い、地方消費税交付金が増加したことなどを受け、平成26年度からは減少に転じています。

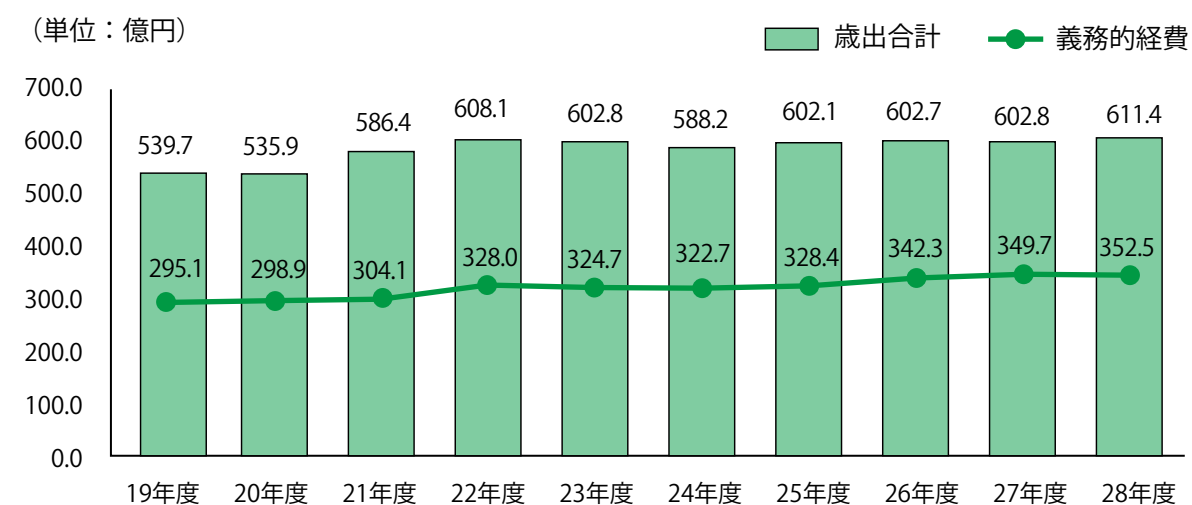


(3) 義務的経費(人件費・扶助費・公債費)

義務的経費は職員給などの人件費、生活保護や高齢者、障害福祉、保育所運営費等の扶助費、市債の元利償還金などの公債費からなっており、支出が義務付けられ、硬直性の強い経費です。

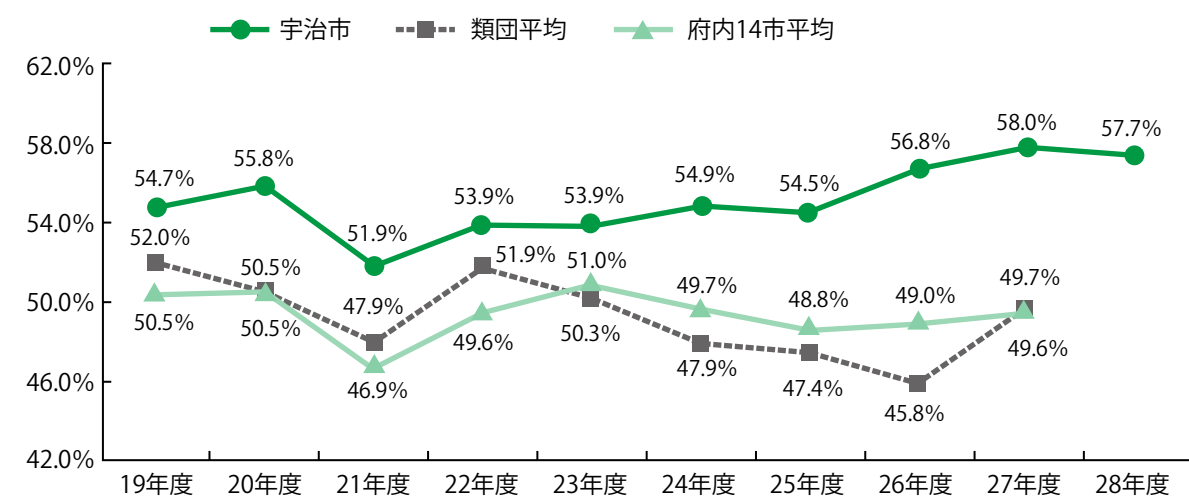
義務的経費全体として、平成19年度以降の10年間で57.4億円増加しており、特に扶助費は保育需要の高まりや老年人口の増加などにより、今後も増加が見込まれる経費となります。

【歳出全体に占める義務的経費の推移】



平成28年度の歳出全体に占める義務的経費の割合は、0.3ポイント減の57.7%となりました。府内14市平均および類団平均と比較すると、高い水準で推移しており、他市より財政構造の硬直化が進行している状況といえます。

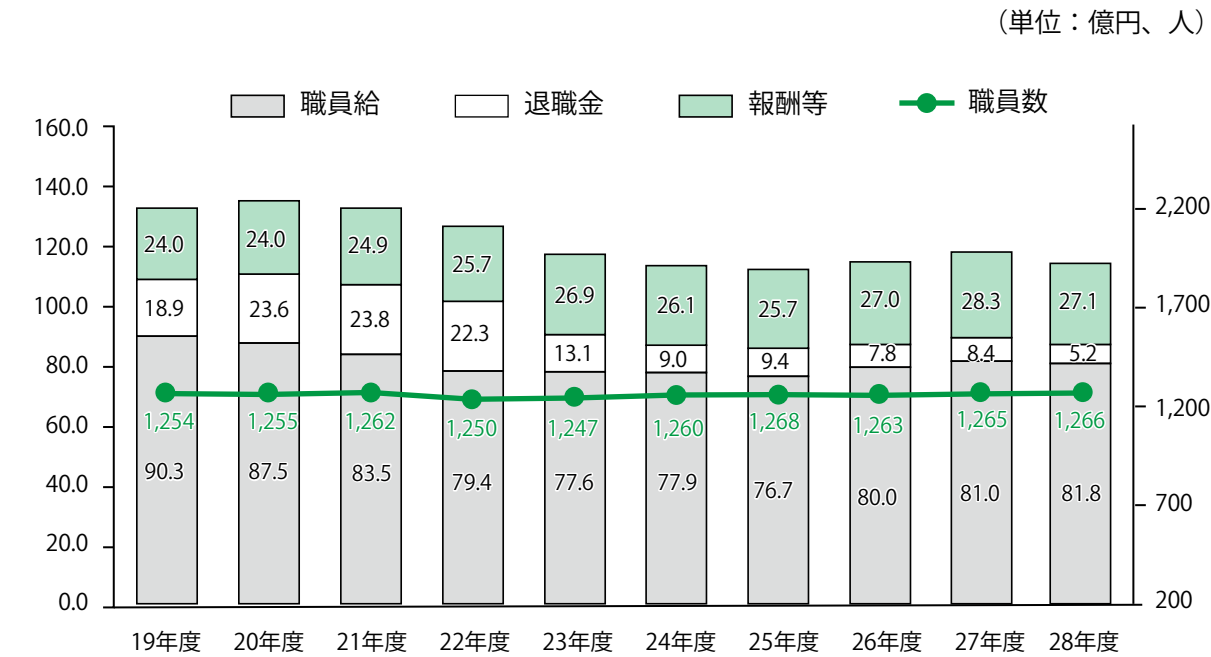
【歳出全体に占める義務的経費の割合の推移】(府内14市平均および類団平均との比較)



(3) - 1 人件費

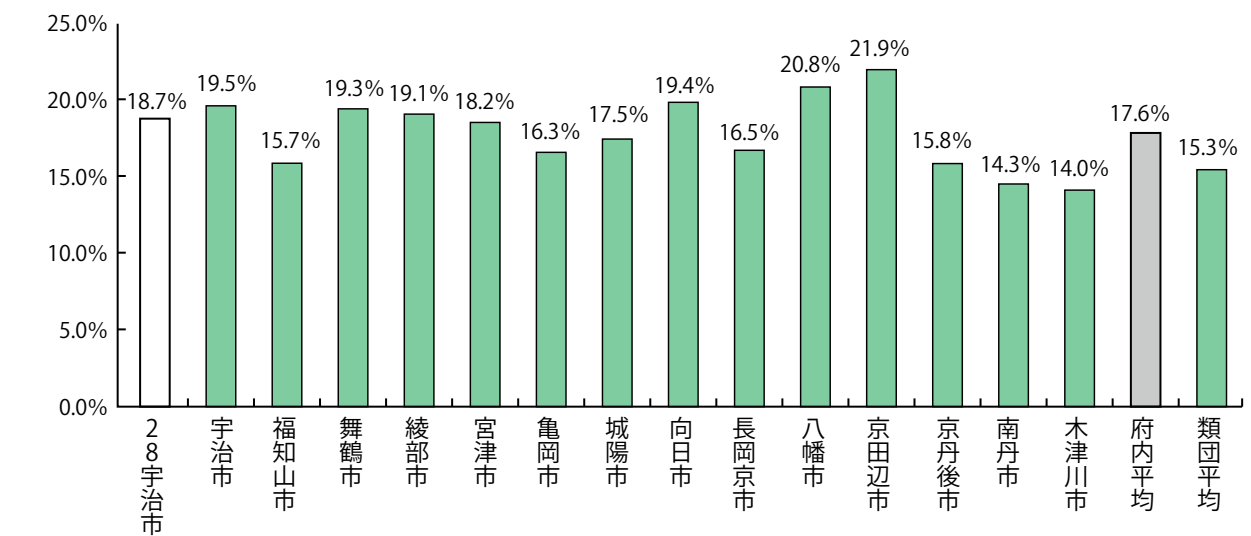
人件費は、退職金や、団塊世代の大量退職に伴う職員の年齢構成の若返りの影響などにより減少傾向にありましたが、平成24年度以降、横ばいで推移しています。

職員給は、この10年間で職員数が12名増加したことや、近年の人事院勧告が増額勧告であったことなどから、平成26年度以降、増加しています。



平成27年度の歳出全体に占める人件費の割合を府内14市および類団平均と比較すると、本市は他市より高い水準にあり、府内では3番目に高い数値となっています。

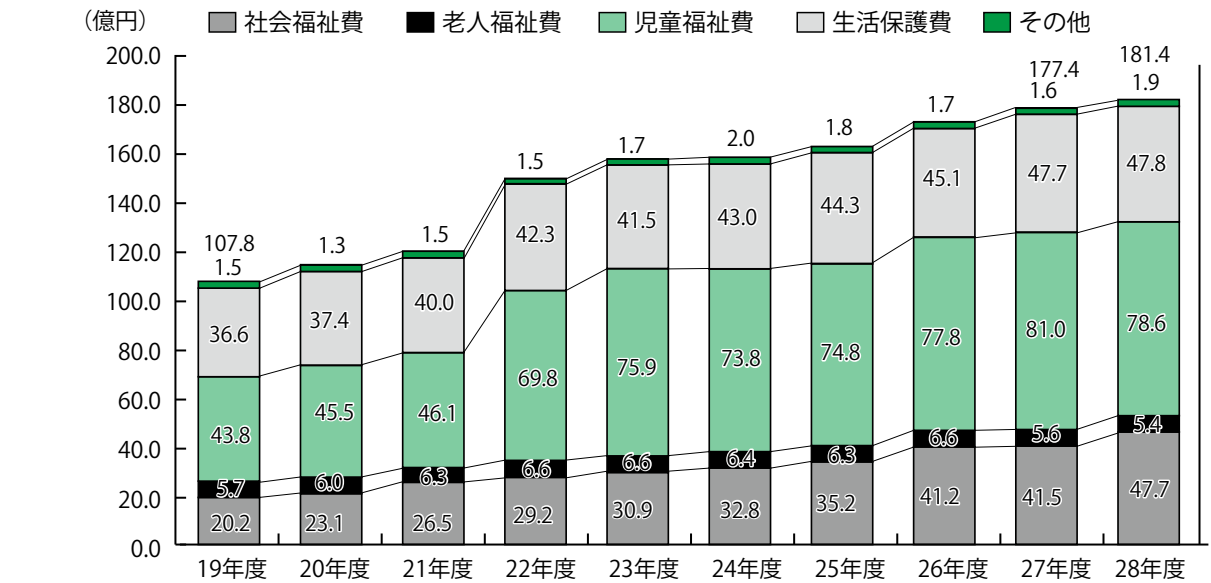
【平成27年度 歳出全体に占める人件費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



(3) - 2 扶助費（社会保障関係経費）

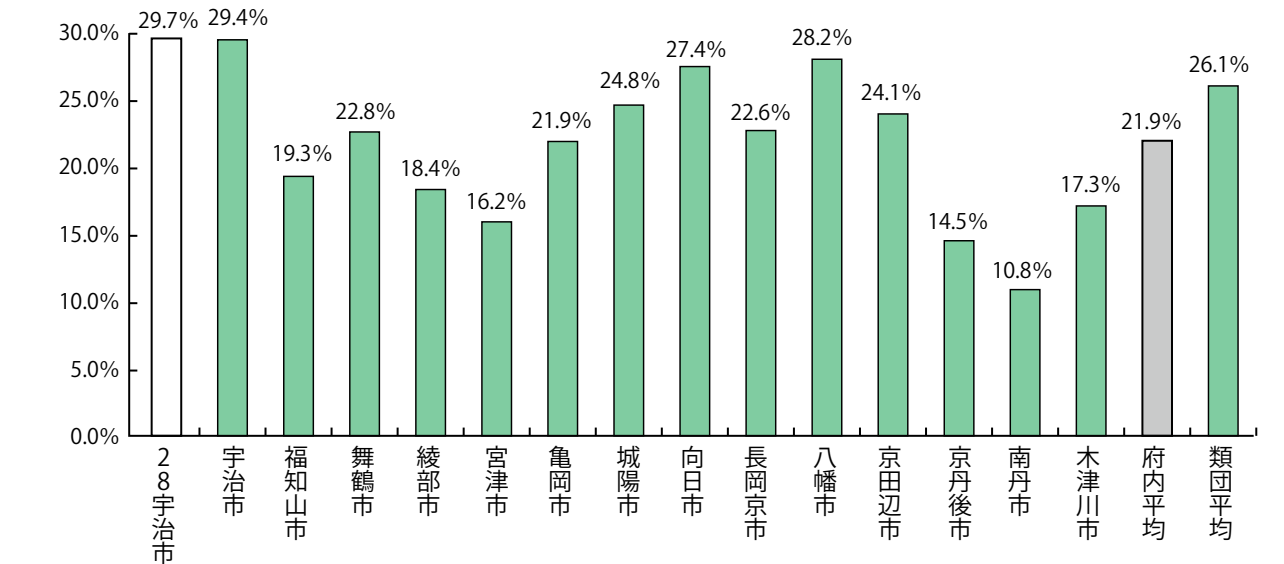
社会保障制度の一環として、各種の法令（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法など）や市独自の制度に基づいて、障害者、高齢者、児童などへの福祉サービスの提供に直接必要な経費です。

扶助費は、保育所入所児童数の増加や老年人口の増加などにより、右肩上がりが増加し続けており、この10年間で73.6億円増加しています。



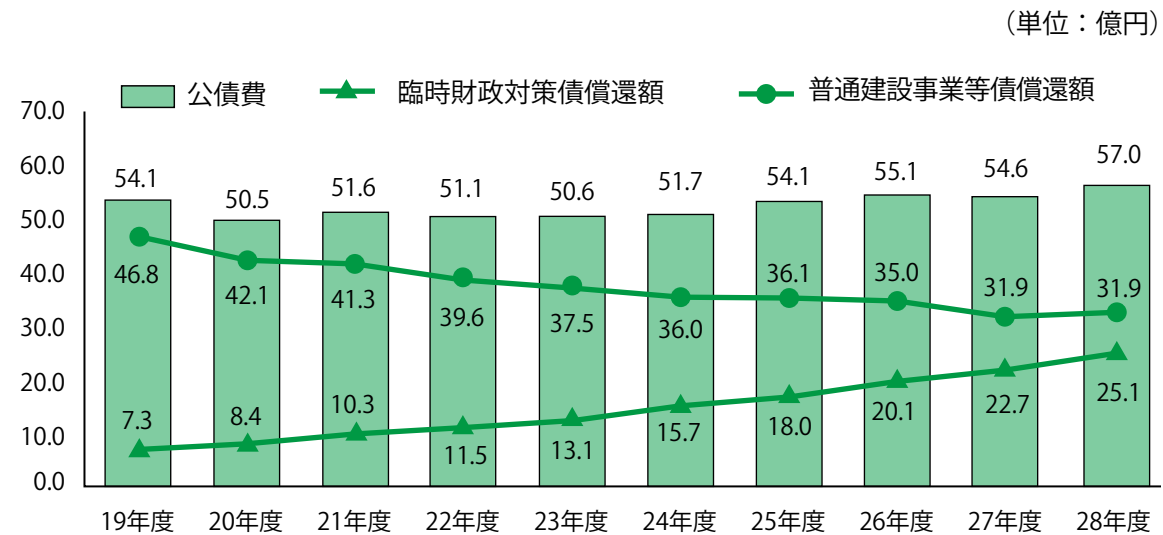
平成27年度の歳出全体に占める扶助費の割合を府内14市および類団平均と比較すると、本市は他市より高い水準にあり、府内では最も高い数値となっています。

【平成27年度 歳出全体に占める扶助費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



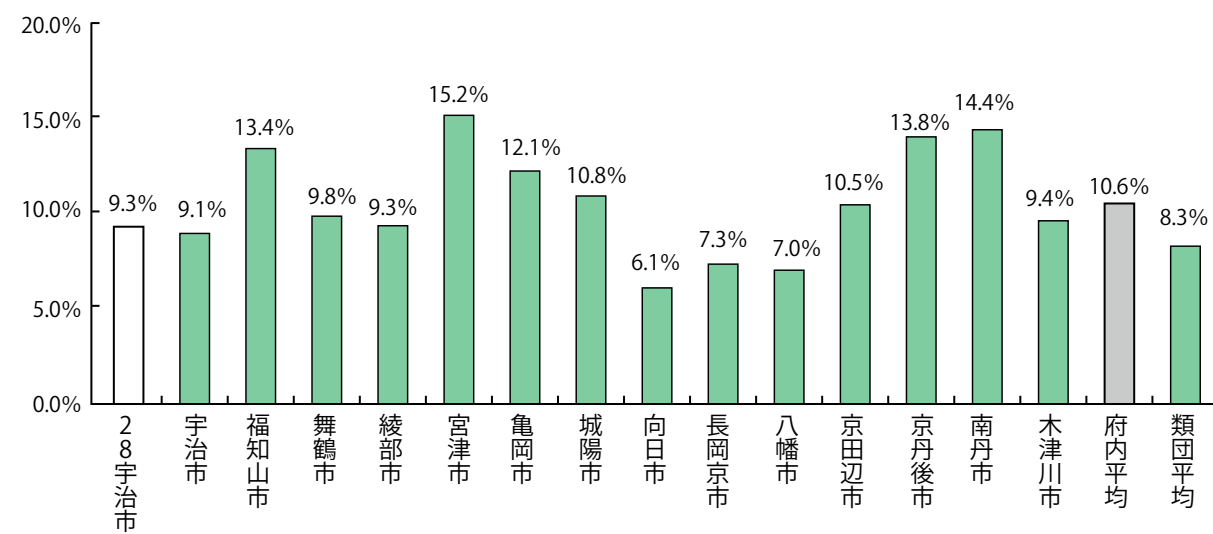
(3) - 3 公債費

第2期中期計画期間において、『義務的経費の増加を抑えるために公債費は65億円未満とする』という目標を掲げ、臨時財政対策債（地方交付税の不足を補うため、国が発行を認め、後年度、地方交付税の基準財政需要額に償還額が算入される市債）償還額が増加する中、普通建設事業等に充当する市債については、交付税算入のある市債を中心に発行し、公債費の抑制に努めています。



平成27年度の歳出全体に占める公債費の割合を府内14市および類団平均と比較すると、本市は府内他市より低い水準にあり、府内では4番目に低い数値となっているものの、類団平均よりは高い数値となっています。

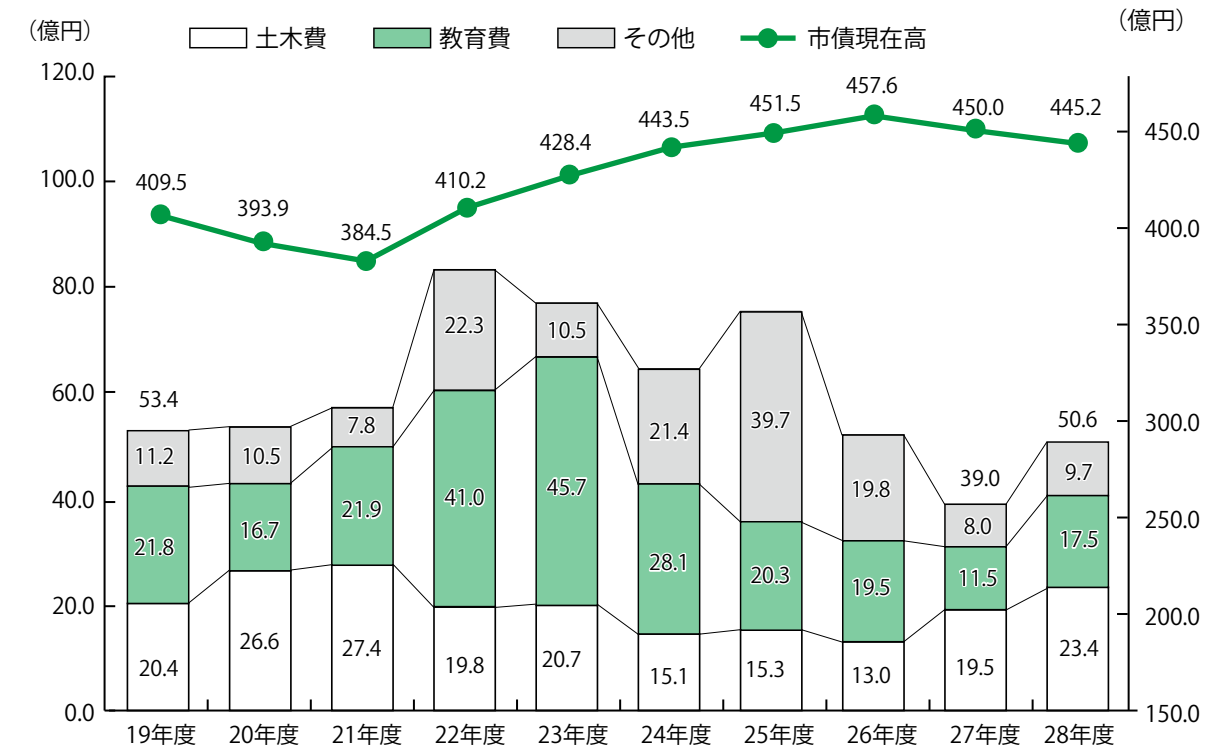
【平成27年度 歳出全体に占める公債費の割合】（府内14市および類団平均との比較）



(4) 投資的経費（普通建設事業費+災害復旧事業費）

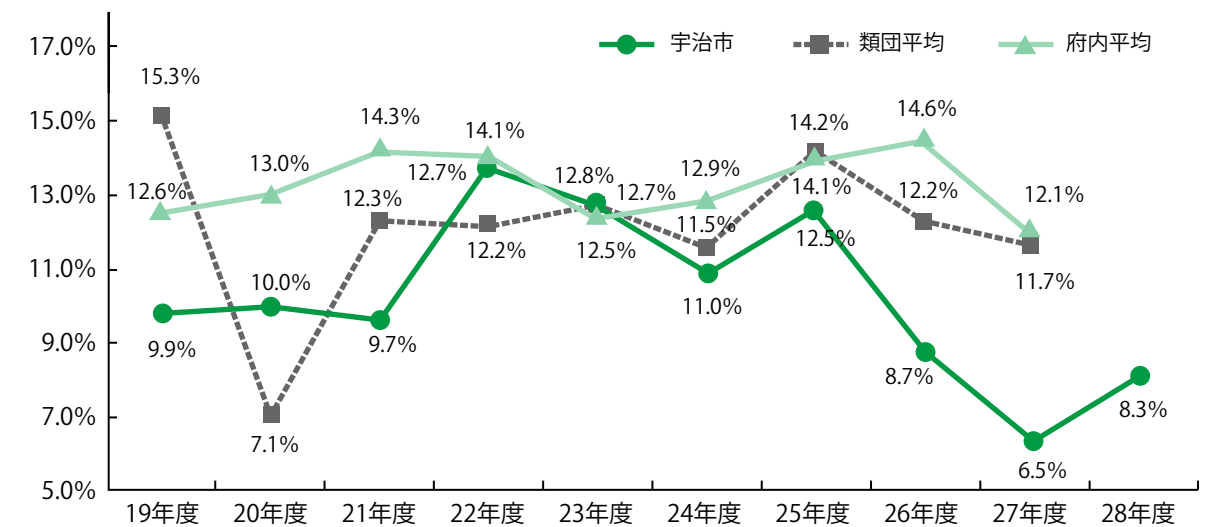
平成22、23年度は、宇治黄檗学園の整備などにより、教育費が大きく増加し、平成24年度から平成26年度は、京都府南部豪雨災害にかかる災害復旧事業などにより、その他が大きく増加しました。

第2期中期計画期間において、『将来世代への負担となる市債現在高については500億円未満とする』という目標を掲げ、投資的経費の規模を調整することにより、目標を達成することができました。



歳出全体に占める投資的経費の割合の推移を府内14市および類団平均と比較すると、平成23年度以降、類団平均より低い水準で推移しています。

【歳出全体に占める投資的経費の割合の推移】（府内14市平均および類団平均との比較）



5. 第2期中期計画期間における財政見通しと予算編成の総括

1. 歳入 (単位: 百万円)

	財政見通し		予算		差引 (予算－見通し)	
	26年度	29年度	26年度	29年度	26年度	29年度
歳入一般財源	34,548	34,636	33,056	34,047	△ 1,492	△ 589
国府支出金	14,049	14,459	14,849	16,745	800	2,286
市債	5,743	6,029	6,248	4,947	505	△ 1,082
臨時財政対策債	3,909	4,354	3,842	2,724	△ 67	△ 1,630
基金繰入金	746	801	1,448	1,965	702	1,164
財調基金繰入金	220	230	610	1,100	390	870
減債基金繰入金	200	250	501	640	301	390
その他	5,374	5,375	5,399	5,256	25	△ 119
計	60,460	61,300	61,000	62,960	540	1,660

ポイント 歳入一般財源において、地方交付税や地方消費税交付金が減少するとともに、臨時財政対策債の減少によって、歳入不足が生じたため、基金繰入金を大幅に追加しています。

2. 歳出

	財政見通し		予算		差引 (予算－見通し)	
	26年度	29年度	26年度	29年度	26年度	29年度
義務的経費	34,331	35,504	34,133	35,834	△ 198	330
投資的経費	5,122	4,556	5,039	5,084	△ 83	528
その他	21,007	21,240	21,828	22,042	821	802
計	60,460	61,300	61,000	62,960	540	1,660

ポイント 計画策定時に見込めなかった国事業（臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金）やウトロ地区住環境改善事業などの影響を受け、歳出規模は全体的に増加しています。

3. 市債及び基金現在高

	財政見通し		予算		差引 (予算－見通し)	
	26年度末	29年度末	26年度末	29年度末	26年度末	29年度末
市債現在高	47,855	49,943	47,301	45,644	△ 554	△ 4,299
基金現在高	7,319	5,323	6,744	6,649	△ 575	1,326

〈第2期中期計画期間における財政見通しの総括と、今後の方向性について〉

国事業等による予算規模の増加については、国府支出金や市債を最大限活用することにより、財源確保を図りましたが、義務的経費の増加と、歳入一般財源および臨時財政対策債の大幅な減少もあり、最終年度は、財政調整基金11億円の繰入が必要となっています。

今後の財政運営においては、義務的経費の更なる増加が予想されることから、財政構造そのものの再構築や見直し、新たな行政需要に対応するための財源を生み出す取組などが、これまで以上に求められます。

6. 健全かつ持続可能な財政運営の考え方

〈市債発行額及び投資的経費の規模の考え方〉

市債については、公共施設等の整備に充てる財源としますが、公共施設等を利用することとなる現役世代と将来世代の負担の公平性を図るため、最大限に活用を図ります。

また、本計画期間中においては、JR奈良線高速化・複線化第二期事業等が継続しており、収支不足額に対応するため、健全財政を維持できる範囲で交付税算入の無い市債についても活用を図ります。

一方で、健全かつ持続可能な財政運営のためには、義務的経費の増加を抑える必要があることから、公債費の増加要因である投資的経費を適切な規模とする必要があります。

- (i) 義務的経費の増加を抑えるために**借換分を除いた公債費は60億円未満とする。**
- (ii) 将来世代への負担となる市債現在高については計画期間において、増加を抑制する。
- (iii) 健全財政を維持できる範囲で交付税算入の無い市債についても活用を図る。

〈基金による財源対策の考え方〉

一定の基金残高を確保した上で、第3期中期計画期間における事業実施に対応するため、財政調整基金及び減債基金などについて一定額の繰入を見込みました。

なお、財政調整基金は、年度間の財源調整を行う基金であることから、市税収入が好転した場合などには繰入中止や基金積立により、現在高の確保に努める必要があります。

基金繰入額 (単位: 百万円)

	29年度予算	30年度見通し	31年度見通し	32年度見通し	33年度見通し
財政調整基金	1,100	200	200	200	200
減債基金	640	100	100	100	100
小計	1,740	1,200※			
その他特定目的基金	225	365	225	225	225

※財政調整基金と減債基金については、計画期間において29年度末現在高見込の半分を繰入
計算式：(1,416百万円+1,025百万円)／2 ÷ 1,200百万円

基金現在高の状況 (単位: 百万円)

	28年度末	29年度末見込
財政調整基金	2,495	1,416
減債基金	1,652	1,025
その他基金	4,737	4,772
合計	8,884	7,213

7. 推計の考え方

全体

消費税率及び地方消費税率については、平成31年10月の増税（8→10％）を考慮し、推計しました。

歳入

歳入一般財源

- (i) 市税
- 個人市民税は、人口推計や近年の経済状況に基づき、納税義務者数及び1人あたりの所得の増加を見込むほか、今後の税制改正の動向を一部加味して推計しました。
- 法人市民税は、近年の経済状況及び市内企業の業績・動向等を考慮して推計しました。
- 固定資産税は、土地・家屋については、評価替えによる影響及び今後の宅地開発の動向を考慮するほか、償却資産については、市内企業の動向を考慮して推計しました。
- (ii) 地方交付税
- 現行制度が継続されるものとして、市税及び歳出の見通しをベースに過去の推移を考慮して推計しました。

国府支出金：現行制度が継続されるものとして、扶助費及び投資的経費の見通しをベースに過去の推移を考慮して推計しました。

市 債：通常の市債については、投資的経費の見通しをベースに推計しました。

臨時財政対策債については、現行制度を元に推計しました。

基金繰入金：財政調整基金は、健全かつ持続可能な財政運営を前提に各年度の歳入不足を補うために繰入を行いました。

歳出

- 義務的経費**：
- (i) 人件費
- 職員人件費は、現在の職員数をベースに新陳代謝による影響を加味するほか、今後の定年退職を考慮して推計しました。
- (ii) 扶助費
- 現行制度が継続されるものとして、平成29年度予算をベースに、国資料を参考に伸び率を勘案し、推計しました。
- (iii) 公債費
- 既に償還が確定している額をベースとして、新たに発行するものについては、市債の区分ごとの直近の金利動向により、利息等を推計しました。

投資的経費：国庫補助制度及び起債制度を活用することを前提に推計しました。

8. 第3期中期計画期間における財政見通し

(単位：百万円)

区 分		予算	見 通 し			
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
歳入	一般財源	34,692	35,085	35,107	36,014	35,780
	市税	23,181	23,227	23,360	23,519	23,146
	地方交付税	6,890	7,220	7,164	7,223	7,344
	その他	4,621	4,638	4,583	5,272	5,290
	国府支出金	16,743	15,738	16,484	16,519	16,383
	市債（※1）	4,946	6,158	5,559	4,953	5,047
	うち臨時財政対策債	2,724	2,607	2,589	1,850	1,880
	基金繰入金	1,965	665	525	525	525
	財政調整基金	1,100	200	200	200	200
	減債基金	640	100	100	100	100
	その他特定目的基金	225	365	225	225	225
	その他	4,614	4,695	4,621	4,701	4,718
合 計		62,960	62,341	62,296	62,712	62,453
歳出	義務的経費	35,834	35,682	36,015	36,716	37,372
	人件費	11,944	11,850	11,980	12,130	12,022
	扶助費	18,041	17,834	18,298	18,774	19,262
	公債費（※1）	5,849	5,998	5,737	5,812	6,088
	投資的経費（※2）	5,084	5,372	5,624	5,597	4,476
	その他	22,042	22,334	22,803	22,889	23,398
	合 計	62,960	63,388	64,442	65,202	65,246

(※1) 借換分を含む (※2) 災害復旧費を含む

〈第3期中期計画期間における財政見通し及び財政運営の基本的な考え方〉

第3期中期計画期間における財政見通しについては、現時点における国・府制度等を踏まえ、歳入・歳出それぞれ推計しましたが、財政調整基金等によって財源対策を行ってもなお歳出が歳入を上回ることとなり、計画期間を通じて、約85億円の大幅な収支不足が見込まれています。

少子高齢、人口減少社会に対応した持続的に発展するまちづくりをめざし、計画期間における各種施策を着実に実施していくためには、市税収入の向上に資する取組を進め、国・府等の財源確保に努めるなどの歳入確保の取組や、歳出についても抜本的な事務事業の見直しなどの行政改革の取組をより一層進めることにより、新たな行政需要に対応するための財源を生み出していくことが必要となっています。

したがいまして、将来を見越した取組を今から進め、信頼される都市経営のまちを目指すことが重要であり、これまでどおり健全かつ持続可能な財政運営に努める必要があります。

9. 第3期中期計画期間における基本的な目標及び行財政運営の方向性

健全かつ持続可能な財政運営を進めるため、以下の目標を掲げることとします。

- (i) 『信頼される都市経営のまち』の視点に立った、財政収支の均衡
- (ii) 市債現在高については、本見通しで示す残高以内に抑制
- (iii) 基金現在高については、本見通しで示す現在高以上を確保

今後の行財政運営の方向性

- ①歳入・歳出の両面における抜本的な見直しを実施
- ②新たな施策展開を実現するため、新たな財源を生み出す
- ③将来においても持続可能な財政運営を維持するため、収支不足を解消

市債現在高（一般会計）の見通し (単位：百万円)

	29年度末見通し	30年度末見通し	31年度末見通し	32年度末見通し	33年度末見通し
市債現在高	45,713	46,227	46,368	45,782	45,447

※臨時財政対策債については、現行制度が継続するものとして試算

基金現在高の状況 (単位：百万円)

	28年度末	29年度末見込	33年度末見通し
財政調整基金	2,495	1,416	657
減債基金	1,652	1,025	658
その他特定目的基金	4,737	4,772	4,251
合 計	8,884	7,213	5,566



資料



1. 諮問書

28宇政推第300号
平成29年3月7日

宇治市総合計画審議会委員長 様

宇治市長 山本 正

宇治市第5次総合計画第3期中期計画の策定について（諮問）

宇治市総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

宇治市第5次総合計画第3期中期計画の策定について貴審議会の意見を問う。

2. 答申書

平成30年1月11日

宇治市長 山本 正 様

宇治市総合計画審議会
委員長 真山 達志

宇治市第5次総合計画第3期中期計画の策定について（答申）

平成29年3月7日付28宇政推第300号により諮問を受けた、宇治市第5次総合計画第3期中期計画の策定について、総合計画審議会で慎重に審議を行った結果、別冊のとおり答申いたします。

第5次総合計画第3期中期計画は、目指す都市像に掲げる「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を実現していくための短期的な取組の方向性を示したものであるとともに、第5次総合計画の最終期間となる計画であり、次代に繋げる今後4年間の宇治市のまちづくりの基礎となる重要な計画です。

急激に変化する社会環境や、法令・制度の改正等や新たな課題に的確に対応していく上で、普遍的理念である基本構想に則りながらも、中期計画によって柔軟で具体的な取組を進めることは、非常に重要であると考えています。

今後、審議会での意見や審議経過も十分に反映するとともに、市民参画のもと、効果的な取組を推進する中で、着実に計画の実現が図られるよう、強く要望いたします。

3. 宇治市第5次総合計画第3期中期計画の策定経過

年度	月	日	事 項	内 容
2016 (平成28)	11	24	市議会総務常任委員会	第3期中期計画の策定について
	12	15	市民公募委員公募（～1月13日）	
	2	9	市民公募委員選考会開催	
		16	拡大総括企画主任会議	第3期中期計画の策定について 第2期中期計画総括（中間まとめ）について
		21	企画主任会議	第3期中期計画の策定について 第2期中期計画総括（中間まとめ）について
	3	7	第1回宇治市総合計画審議会	総合計画審議会委員の委嘱 第3期中期計画策定について諮問 第3期中期計画の策定について
2017 (平成29)	5	24	総括企画主任会議	第3期中期計画策定方針について
		25	企画主任会議	第3期中期計画策定方針について
	7	12	拡大総括企画主任会議	第3期中期計画策定方針 第2期中期計画総括（中間まとめ） 現況と課題、目標値
	8	1	第2回宇治市総合計画審議会	第3期中期計画策定方針 第2期中期計画総括（中間まとめ） 現況と課題、目標値
		7	拡大総括企画主任会議	取組の方向
		15	市議会全員協議会	第3期中期計画の策定について
	9	5	総合計画審議会 第1回市民環境専門部会	取組の方向
		10	総合計画審議会 第1回総務専門部会	取組の方向
		11	総合計画審議会 第1回教育福祉専門部会	取組の方向
		12	総合計画審議会 第1回建設都市整備専門部会	取組の方向
		19	拡大総括企画主任会議	財政見通し
	10	3	総合計画審議会 第2回市民環境専門部会	財政見通し、小分類案
		7	総合計画審議会 第2回総務専門部会	財政見通し、小分類案
		8	総合計画審議会 第2回教育福祉専門部会	財政見通し、小分類案
		10	総合計画審議会 第2回建設都市整備専門部会	財政見通し、小分類案
	11	5	総合計画審議会 第3回総務専門部会	小分類案
		10	総合計画審議会 第3回教育福祉専門部会	小分類案
		27	拡大総括企画主任会議	第3期中期計画（案）について
	12	6	市議会全員協議会	第3期中期計画（案）について
		27	第3回宇治市総合計画審議会	第3期中期計画（案）について
	1	11	総合計画審議会の答申	第3期中期計画の答申 審議会を代表して委員長より市長へ答申
		26	市議会全員協議会	第3期中期計画の答申について
	2	7	庁議	第3期中期計画の決定
	3	14	市議会全員協議会	第3期中期計画について

4. 宇治市総合計画審議会設置条例

(昭和47年 3月31日条例第 5号)

改正 昭和47年12月27日条例第32号
昭和48年 4月 4日条例第14号
昭和53年 9月29日条例第32号
平成10年 6月29日条例第26号
平成17年 3月31日条例第14号
平成21年 3月31日条例第 6号
平成29年 1月30日条例第 1号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として宇治市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、宇治市総合計画の調整その他実施に関し必要な調査及び審議を行ない、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 公募により選出された者

(委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、専門的な調査研究に従事する専門委員を委嘱することができる。

2 前項の場合において、市長は、第3条第2項第1号に規定する学識経験を有する者を専門委員に委嘱することができる。

3 専門委員は、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもつてあてる。

3 部会に属する委員は、委員長が指名する。

(意見の聴取)

第9条 委員長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成21年4月1日から平成23年2月18日までの間に委嘱される委員の任期に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「平成23年2月18日まで」とする。

附 則(昭和47年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第6号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

5. 宇治市総合計画審議会運営規則

(昭和47年4月14日規則第10号)

改正 昭和48年5月 4日規則第20号
平成13年8月24日規則第40号

(目的)

第1条 この規則は、宇治市総合計画審議会設置条例(昭和47年宇治市条例第5号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、宇治市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の運営)

第2条 条例第8条の規定に基づき設置する専門部会(以下「部会」という。)に部会長および副部会長各1人を置く。

2 副部会長は、部会に属する委員(以下「部会員」という。)の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過および結果について審議会委員長に報告しなければならない。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

5 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 審議会委員長及び副委員長は、随時部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

7 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(参与)

第3条 審議会に参与若干名を置くことができる。

2 参与は、宇治市職員のうちから市長の事務部局にあつては市長が任命し、市長の事務部局以外の部局にあつてはそれぞれの任命権者が市長と協議のうえ任命する。

3 参与は、審議会委員長または部会長の命を受け、会議の運営の補助にあたる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

6. 宇治市総合計画審議会委員名簿

	氏名	専門部会	主な役職	摘要
学識経験者6名	青山 公三	市民環境専門部会長	龍谷大学政策学部 教授	
	酒井 久美子	教育福祉専門部会	京都ノートルダム女子大学 現代人間学部 准教授	
	塚口 博司	建設都市整備専門部会長	立命館大学理工学部 特別任用教授	
	築山 崇	教育福祉専門部会長	京都府立大学 学長	
	牧 紀男	総務専門部会長	京都大学防災研究所 社会防災研究部門 教授	
	真山 達志	総務専門部会	同志社大学政策学部 教授	委員長
関係団体役職員14名	青木 賀代子	教育福祉専門部会	京都府健康福祉部 副部長	
	今川 博	総務専門部会副会長	宇治市国際親善協会 副会長	
	大山 植泰	建設都市整備専門部会	(一社) 宇治青年会議所 監事	
	岡本 圭司	建設都市整備専門部会	京都府山城広域振興局 局長	
	北村 善宣		(公社) 宇治市観光協会 会長	～平成29年6月27日
	多田 重光	市民環境専門部会	(公社) 宇治市観光協会 専務理事兼事務局長	平成29年8月1日～
	坂田 緑郎	教育福祉専門部会	(一財) 宇治市体育協会 会長	
	曾谷 武	教育福祉専門部会	(社福) 宇治市社会福祉協議会 副会長	
	多田 ひろみ	建設都市整備専門部会	宇治市女性の会連絡協議会 会長	副委員長
	土井 邦紘		(一社) 宇治久世医師会 会長	～平成29年6月29日
	伊勢村 卓司	教育福祉専門部会	(一社) 宇治久世医師会 会長	平成29年8月1日～
	中岡 吉弘	総務専門部会	南山城地区労働者福祉協議会 事務局長	
	長谷川 節穂	市民環境専門部会	宇治商工会議所 専務理事	
	松元 誠司	教育福祉専門部会副会長	宇治市連合育友会 会長	
	松本 嘉一	教育福祉専門部会	宇治市連合喜老会 副会長	
	吉田 利一	市民環境専門部会副会長	京都やましろ農業協同組合 副組合長理事	
市民公募委員8名	池田 路子	教育福祉専門部会	市民公募委員	
	栗木 恭二	教育福祉専門部会	市民公募委員	
	寺川 徹	建設都市整備専門部会 副部会長	市民公募委員	
	中村 智	市民環境専門部会	市民公募委員	
	中村 弘實	建設都市整備専門部会	市民公募委員	
	本田 一樹	総務専門部会	市民公募委員	
	向山 ひろ子	総務専門部会	市民公募委員	
	山本 千景	市民環境専門部会	市民公募委員	

7. 宇治市総合計画に関する規則

(平成10年 6月 2日規則第28号)
改正 平成10年12月10日規則第43号
平成11年 4月 1日規則第26号
平成12年 3月31日規則第29号
平成13年 3月30日規則第21号
平成14年 4月 1日規則第25号
平成15年 4月 1日規則第13号
平成16年 4月26日規則第34号
平成17年 4月 1日規則第23号
平成18年 3月31日規則第19号
平成18年 3月31日規則第22号
平成19年 3月30日規則第35号
平成20年 3月31日規則第16号
平成21年 4月 1日規則第14号
平成21年 7月10日規則第45号
平成22年 4月 1日規則第11号
平成23年 4月 1日規則第15号
平成24年 3月30日規則第42号
平成25年 1月10日規則第 1号
平成25年 4月 1日規則第17号
平成26年 4月 1日規則第12号
平成27年 4月 1日規則第22号
平成29年 3月31日規則第12号

○宇治市総合計画に関する規則
平成10年6月2日
規則第28号
(趣旨)
第1条 この規則は、宇治市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定及び実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
(総括企画主任会議)
第2条 総合計画に関する調査及び研究並びに総合計画の策定のため、総括企画主任会議を設置する。
2 総括企画主任会議は、担当副市長及び総括企画主任をもつて構成する。
3 総括企画主任は、別表第1に掲げる職にある者をもつて充てる。
4 総括企画主任会議は、担当副市長が招集し、その議長となる。
5 担当副市長に事故があるとき、又は担当副市長が欠けたときは、政策経営部長がその職務を代理する。
(総括企画主任会議の担任意務)
第3条 総括企画主任会議は、次の各号に掲げる事項を担当する。
(1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。
(2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。
(3) 総合計画の素案の策定に関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要な事項
(企画主任会議)
第4条 総括企画主任会議の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、企画主任を関連各課等に置き、
企画主任会議を設置する。
2 企画主任は、別表第2に掲げる職にある者をもつて充てる。
3 企画主任会議は、政策経営部長が招集し、その議長となる。
(企画副主任)
第5条 企画主任の職務を補佐するため、企画副主任を置くことができる。
2 企画副主任は、企画主任が所属職員のうちから指名する者をもつて充てる。
3 企画主任は、企画副主任を指名し、又は指名替えをしたときは、その職及び氏名を第8条第2項に規定する事務局長に
報告しなければならない。
(意見の聴取等)
第6条 総括企画主任会議の議長は、必要があると認めるときは、企画主任、企画副主任又は関係職員を会議に出席さ
せ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第7条 総括企画主任及び企画主任のほかこれらに準ずる職にある者(以下この条において「総括企画主任等」という。)は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行うなど総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、総合計画に定められた事務事業の進ちよく状況について必要と認められるときは、総括企画主任等に報告させるものとする。

(事務局)

第8条 総括企画主任会議及び企画主任会議の事務局は、総合計画担当課に置き、その所属の職員をもつて構成する。

2 事務局長は、総合計画担当課長をもつて充てる。

3 事務局は、総括企画主任会議及び企画主任会議に関する事務を処理する。

4 事務局員は、総括企画主任会議及び企画主任会議に出席し、会議に関する資料を提出し、意見を述べることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年規則第29号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第21号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第19号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第35号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第42号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年規則第12号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

総括企画主任
市長公室長 危機管理監 政策経営部長 総務部長 市民環境部長 市民環境部担当部長 福祉こども部長 健康長寿部長 理事 建設部長 都市整備部長 議会事務局長 教育部長 消防長 上下水道部長

別表第2 (第4条関係)

企画主任	
市長公室	秘書広報課長 人事課長 職員厚生課長 危機管理課長
政策経営部	行政経営課長 財務課長
総務部	総務課長 IT推進課長 管財課長 契約課長 市民税課長 資産税課長 納税課長
市民環境部	文化自治振興課長 市民課長 農林茶業課長 商工観光課長 産業推進課長 人権啓発課長 男女共同参画課長 環境企画課長 ごみ減量推進課長
福祉こども部	地域福祉課長 生活支援課長 障害福祉課長 こども福祉課長 保育支援課長 保健推進課長
健康長寿部	健康生きがい課長 介護保険課長 年金医療課長 国民健康保険課長
	建設総括室主幹 (市長が指名する者に限る。)
建設部	建設総務課長 用地課長 道路建設課長 維持課長 雨水対策課長 施設建築課長 住宅課長
都市整備部	公園緑地課長 都市計画課長 歴史まちづくり推進課長 開発指導課長 建築指導課長 交通政策課長
	会計室長
	議会事務局次長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長
上下水道部	水道総務課長 営業課長 工務課長 配水課長 下水道計画課長 下水道建設課長 下水道管理課長 雨水対策課長
教育委員会	教育総務課長 学校教育課長 教育支援センター一貫教育課長 教育支援センター教育支援課長 生涯学習課長 生涯学習センター所長 中央図書館長 歴史資料館長 源氏物語ミュージアム館長 善法青少年センター館長 河原青少年センター館長 大久保青少年センター館長
消防本部	消防総務課長 予防課長 警防救急課長 指揮指令課長

(注) 答申時点 (平成29年度) の総括企画主任・企画主任

8. 用語解説		
用 語	解 説	施策分類
あさぎり市	宇治市植物公園で開催される農産物直売会で、野菜、米、加工食品などを販売しています。	2－3－1
育成学級	就労等の理由によって小学校の放課後に保護者が家庭にいない児童を組織的に指導し、安全と心身の健全な育成を図る事業で、他自治体では「学童保育」「放課後児童クラブ」と呼ぶことが多いです。	基本構想 3－4－4
宇治ベンチャー企業 育成工場(VIF)	宇治市で、独自性の高い新しい製品の開発や研究、試作に取り組むベンチャー企業を育成するため、産業振興センターに設置した施設のこと、Venture Incubation Factory（ベンチャー育成工場）の略です。	基本構想 2－4－3
くうー茶ん>連絡会	宇治市内の市民団体からなる組織で、市と連携して健康づくりに関する活動を行っています。2018年（平成30年）現在14団体が参加しています。	3－2－1
宇治市文化財まもり隊	宇治市内の歴史的文化遺産を保護するため、文化財建造物のある町内会や商店街、氏子などの地元住民で構成する住民組織で、火災や災害時に消防隊が到着するまでの間、初期消火をはじめ文献や仏像の搬出などを行います。本市から活動に必要な機材を支給し、消防訓練を実施しています。	5－2－2
雨水貯留施設	急激に降った雨を一時的に学校や公園、道路下などに貯留し、下流域への流出を抑制するための施設です。	5－4－6
おおいした 覆下栽培	主にてん茶や玉露を作るために用いる方法で、茶葉を摘む20日ほど前から茶園に覆いをして太陽光を遮り、うまみの多い色鮮やかな良質茶を栽培します。被覆には、よしずやわらを使ったほんずと寒鈴紗(化学繊維資材)を使います。「おおいした」ともいいます。	基本構想
学区福祉委員会	宇治市内の小学校区単位でつくられた地域福祉推進のための住民組織です。福祉委員が地域での一人暮らし高齢者の見守りや訪問活動、地元小学校との交流事業等をはじめ多彩な活動を行っています。	3－1－1
合併処理浄化槽	トイレの汚水（し尿）と、風呂や台所の汚水（生活雑排水）も処理する、各家庭に取り付ける污水处理装置のこと、生活排水を浄化して近隣の河川などに放流します。トイレの汚水だけを処理するものは単独処理浄化槽といい、生活雑排水を未処理のまま流すことになるため、2001年（平成13年）の「浄化槽法」改正により新しい設置は禁止されています。	1－1－3
簡易水道事業	「水道法」で定められている、飲用水を供給する水道のうち、給水人口が100人を越え5,000人以下の水道で水を供給する事業です。	基本構想 5－4－5
かんきょ 管渠	主に排水を目的に造られる水路のこと、設置方法により、地中に設ける暗渠と上部を覆わない開渠に分類されます。	5－4－6
環境基準	人の健康の保護や生活環境の保全のために維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標にどう施策を実施していくのかという目標を定めたものです。最低限度ではなく、より積極的に維持されることが望ましいとされており、国では「環境基本法」に基づき環境基準を設定しています。	1－1－2
環境共生住宅	地球温暖化防止等の地球環境保全を促進する観点から、地域の特性に応じ、エネルギー・資源・廃棄物等の面で適切な配慮がなされるとともに、周辺環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅及び住環境です。	5－4－4
幹線道路 広域幹線道路(網) 補助幹線道路	幹線道路・・・都市部の骨格及び近隣住区の外郭となる道路です。 広域幹線道路（網）・・・高規格幹線道路・地域高規格道路（いわゆる高速道路）、直轄国道（国が直接管理している国道）などで構成される道路ネットワークです。 補助幹線道路・・・都市部で近隣住区（日常生活を行う一定のまとまりをもった区域）内の骨格を構成する道路です。	5－4－2
行政懇談会	行政機関が地域住民等と行政の運営方針等を討議するために設ける会合で、本市では、市内の連合自治会等から開催の要望を受けて、各関係所属長が自治会の役員や代表者と市政に対する地域の展望について意見交換し、市民と相互理解を深める中で課題の解決を図っています。	基本構想 6－1－1
京都地方税機構	賦課徴収業務の一部を共同で実施するために、京都府と府内25市町村（京都市を除く）で設立した広域連合です。納税者の社会生活・経済活動が広域化、多様化する中で、納税者の利便性向上を図りながら、より効果的、効率的に公平・公正な税務行政を実施するため、2010年（平成22年）1月から業務を行っています。	6－3－1
京都府後期高齢者 医療広域連合	2008年（平成20年）4月から、75歳以上の高齢者又は65歳以上で一定の障害のある高齢者を被保険者とする新たな長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が創設され、同制度の運営主体が都道府県ごとに全ての市町村が加入する広域連合となったことに伴い設立された京都府内の市町村が加入した組織です。	3－7－1

用 語	解 説	施策分類
玉露	覆いをした茶園で20日ほど太陽光を遮って育てた新芽を蒸して揉みながら乾燥させて作る最高級のお茶で、ふくよかな覆い香とまろやかな旨みがあります。	2－3－2
クリーンエネルギー	電気や熱に変えても、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、又は排出が相対的に少ないエネルギーです。太陽、水力、風力、地熱、潮汐などの自然エネルギーなど、比較的短期間・自発的・定期的に再生される自然現象に由来し、長期間枯渇しません。枯渇性燃料の有限性への対策、地球温暖化の緩和など、新たな利点があるエネルギー源として、利用の活発化や研究開発が進んでいます。	5－4－5
経営耕地	一般的には、農家が経営している耕地（田、樹園地、畑）のことで、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と借りて耕作している耕地（借入耕地）があります。農林業センサスでは、農業経営体（農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の基準に該当する事業を行う者）が経営している耕地のことをいいます。	序論
景観行政団体	「景観法」に基づいて景観行政を行う、都道府県、政令指定都市（人口50万人以上）、中核市（人口30万人以上）や、都道府県知事の同意を得た市町村で、景観計画を定めることができます。	5－2－1
経常収支比率	市町村税や普通交付税など地方公共団体が自由に使える財源のうち、人件費や福祉にかかる扶助費、借金返済に充てる公債費など義務的経費が占める割合です。地方公共団体が独自の施策のために自由に使える余裕がどれだけあるかを示し、目安として70～80%が「適正」、90%以上は「硬直化している」とされます。	財政見通し
源氏ろまん事業	紫式部文学賞・紫式部市民文化賞を中核としながら、地域文化の向上、観光の振興、ふるさと意識の醸成などを目的として、本市の総合的なまちづくり施策を展開する事業です。源氏物語セミナー、宇治田楽まつり、宇治十帖スタンプラリーなどを開催しています。	2－2－1
公営企業	地方公共団体が経営する企業のこと、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるものです。	5－4－6
公営企業会計	公営企業会計に移行すると、民間企業と同様の会計基準に基づきサービスの提供と資産の運用を行うこととなります。これにより、お金の流れ、資産・負債がどの程度あるのかが把握でき、財政状況を正確に把握することができます。	5－4－6
後期高齢者医療制度	高齢社会の進展に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象として2008年（平成20年）4月に施行された制度です。75歳以上になると、現在加入している国民健康保険やその他健康保険から独立した同制度に加入し、納付方法は原則特別徴収（年金からの支払い）となります。	3－7－1
公共用水域	川、湖、海など下水道を除く公共利用のための水域や水路のことで、水質汚濁防止法によって定められています。	5－4－6
国際人権規約	1966年（昭和41年）の国連総会において、世界人権宣言に定められた権利に法的な拘束力を持たせるために採択された国際規約で、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」があります。	2－6－1
支援費制度	身体・知的障害者（児）が、市町村からの情報提供や相談支援をもとに選択したサービスについて支援費の支給を受け、事業者と契約してサービスを利用できる制度です。行政がサービス内容を決定する措置制度より移行し、2003年（平成15年）4月に施行されましたが、2006年（平成18年）4月に障害者自立支援法による制度へ移行したため、廃止されました。	基本構想
自助・互助・共助・公助	自助とは「自分の身は自分で守ること」、互助とは「家族や友人、近所で助け合うこと」、共助とは「地域や企業、ボランティア活動などにより共に助け合うこと」、公助とは「行政などによる救助・支援のこと」で、災害時に必要となるそれぞれの役割を言います。	1－2－1
重要文化的景観	2004年（平成16年）の文化財保護法で新たに設けられた文化財の種類のこと、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」を文化的景観といえます。この中で特に重要なものが重要文化的景観として選定されています。	基本構想 5－2－1
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会で、従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会とされています。国は2000年（平成12年）に「循環型社会形成推進基本法」で基本的な方向性を定め、3Rを実践的な行動指針としました。	1－1－4
しおんせつ 浚渫	水底の土砂や岩石をさうらうことで、河川・排水路の流路を拡げ、水深を増して流量を確保するために、堆積した土砂を除去します。	2－3－1 5－4－3
除間伐	除伐は、幼齡林の手入れの一つで、不用の樹木を伐り除くことです。また間伐は、立木密度を疎にして、残った木の肥大成長を促すとともに、森林全体を健康にするため林木の一部を伐採することです。二つを併せて「除間伐」と呼びます。	2－3－3

用 語	解 説	施策分類
白川金色院跡	1102年（康和4年）、白川地区の白山神社辺りに、藤原頼通の娘である四条宮寛子（かんし：後冷泉天皇后）によって建立された寺院で、文殊菩薩を本尊とし、らでん・金色に輝く御堂が建てられたといわれています。1460年（長禄4年）の火災焼失後に再興され、「白川十六坊」と呼ばれる多くの堂舎が立ち並びましたが、江戸時代に衰退し、明治初期に廃寺となりました。現在、室町時代の惣門や鎮守の白山神社拝殿（重要文化財）をはじめ、仏像、経典などが伝わっています。	5－2－2
人権擁護委員	人権侵犯の監視・救済、自由人権思想の普及高揚を使命として法務大臣から委嘱された民間の人たちで、約14, 000名の委員が全国の市町村で人権侵犯事件の調査や人権相談、人権啓発の活動を行っています。	2－6－1
人材バンク	一般的には、「職業安定法」に規定される民間の職業紹介業のことです。本計画では「宇治市生涯学習人材バンク」のことを指しており、市民の生涯学習活動を促進するため、何かを学びたい個人・グループに、様々な分野の豊富な知識と技術・経験を持った個人講師やグループに関する情報を提供するサービスのことです。	4－2－1
成果説明書	「地方自治法」に基づき、市町村長が歳入歳出決算を議会認定に付するにあたって、会計年度において市が実施している様々な施策の成果を説明するもので、決算規模、決算概要、部門別の主要な施策について、その成果の説明を記載しています。	中期 6－3－1
製造物責任法	1994年（平成6年）制定された、商品の欠陥により消費者の人身・財産に被害が生じた場合に、製造者にその損害賠償責任を負わせることを定めた法律で、Product Liability（製造物責任）を略してPL法とも呼ばれます。	2－5－2
制度的無年金者	1959年（昭和34年）の国民年金制度発足時、加入の基本的要件に国籍要件があったことにより制度的に無年金となった者のことで、1982年（昭和57年）に国籍要件は撤廃されましたが、年金制度では遡っての加入を認めていないため、すでに高齢の外国人は年金の支給要件を満たすことができず、年金が受給できません。また、国籍要件撤廃時にすでに障害のあった20歳以上の外国人についても無拠出の障害福祉年金（障害基礎年金に改正移行）の適用から除外されたため年金が受給できません。他にも、任意加入対象者であった期間に国民年金に任意加入していなかったため障害基礎年金を受給できない学生や主婦などの無年金障害者もいます。	3－7－1
世界人権宣言	1948年（昭和23年）の国連総会において、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として採択された基本的人権尊重の原則のことで、宣言には多くの市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利が定められ、世界の人権を守る動きが大きく進んできました。	2－6－1
太閤堤 （宇治川太閤堤跡）	豊臣秀吉が伏見城築城後、宇治川を改修するために築いたと言われている堤防です。2007年（平成19年）度を実施した「乙方遺跡」の発掘調査やその後の範囲確認調査で、「石張護岸」や「杭止め護岸」が発見されました。護岸形態を変えながら約250m続き、保存状態も良好で、文化財として保存することが可能な貴重な例となっています。	序論 基本構想 5－2－1 5－2－2
地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点は、国の地域子育て支援拠点事業に沿って、公共施設、保育所、児童館など地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供などを実施する拠点です。	3－4－1
地域包括ケアシステム	行政や関係機関・団体などが連携・協力することにより、日常生活圏域内（おおむね30分以内に駆けつけられる圏域）において、医療、介護、介護予防、生活支援サービスや高齢者が安心して暮らせる住まいが、切れ目なく有機的かつ一体的に提供される体制のことです。	3－3－2
地域包括支援センター	「介護保険法」で定められた、地域住民の心身の健康の保持・向上、生活の安定、福祉の増進のために必要な援助を総合的、包括的に行う機関で、2005年（平成17年）の「介護保険法」改正により設置されました。住民に身近な地域において一体的に包括的支援事業等を実施する役割を担います。	3－3－2
地域密着型サービス	「介護保険法」の改正に伴い2006年（平成18年）度から実施されている介護サービスの体系で、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、市町村の裁量によって、日常生活圏域ごとにその地域特性に合わせたサービスが提供されます。宇治市でも小規模多機能型居宅介護や認知症対応型通所介護（認知症デイ）などを実施しています。	3－3－2
ちやかほき 茶香服	銘柄を秘密にした数種の茶（通常は玉露を2種類、煎茶を3種類）を味わって、銘柄を言い当てるもので、中世に宋から伝わったとされ、貴族や文化人の遊びとして流行し、その後庶民の間にも広まりました。	2－3－2
超高齢社会	高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21％を超えた社会のことで、日本の高齢化率は2016年（平成28年）10月1日現在、27.3％となっています。なお、7％以上は「高齢化社会」、14％以上は「高齢社会」といいます。	3－3－1 3－4－1

用 語	解 説	施策分類
長伐期施業	伐採林齢をおおむね2倍程度の80～100年まで引き伸ばす方法で、一般的に人工林では伐採される林齢は40～50年ぐら이지만、長伐期施業では大径材（太い木）が生産されることから、高収入が得られることと、森林の持つ公益的機能が長年にわたり安定的に維持されるという特徴を持っています。	2－3－3
不登校児童生徒 自立支援教室	不登校の小・中学生を対象に、学校復帰を支援し、もって社会的自立に資するため、教育委員会が運営している教室で、教員や臨床心理士等が関わりながら指導を行っており、本市では青少年指導センターに設置しています。	4－1－3
てん茶(碾茶)	玉露と同じように覆いをした茶園で育てた生茶（一番茶）を原料とし、蒸した後揉まずに乾燥させたお茶で、「ひきちゃ」ともいい、主に抹茶の原料となります。宇治市の茶生産量の約7割を占め、全国の茶品評会で産地賞を何度も受賞しています。	2－3－2
同和問題	日本社会の歴史的過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されてこなかった社会問題のことです。	2－6－1
特定行政庁	都道府県と建築主事を置く市町村で、建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令などの建築行政全般を行う行政機関で、「建築基準法」に定められており、京都府内では、京都府、京都市、宇治市が該当します。	5－4－1
特定健康診査	2008年（平成20年）4月から始まり、40～74 歳の公的医療保険の加入者が対象となる健康診査で、メタボリックシンドロームに着目し、身体計測、血圧測定、理学的検査、尿検、血液検査、脂質検査、血糖検査、肝機能検査などを行います。	3－7－2
特定商取引法	「特定商取引に関する法律」の略で、特定商取引を公正にし、購入者等の利益を保護し、商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。	2－5－2
特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して行う、生活習慣を見直すサポート、指導です。リスクの程度に応じて、医師、保健師、管理栄養士が、対象者の生活習慣を見直ししながら、減量や運動などの個別の行動目標と行動計画を策定し、保健指導を行います。	3－7－2
都市緑化基金事業	民有地を含む市街地の緑化を推進するため、都市緑化基金を設け実施する施策で、市民や企業などからの寄付金と市からの補助金を積み立てて、その運用利息で緑を守り育てる緑化事業を行っています。緑化助成事業等4つの緑化事業と、緑化啓発奨励事業として「花と緑のコンテスト」を実施しています。	5－1－1
内水	堤内地（堤防によって洪水から守られている区域）にたまった雨水や流水です。これに対し、河川の水のことを外水と呼びます。	5－4－3 5－4－6
ナラ枯れ	カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により、ミズナラ等の広葉樹が集団的に枯損することで、数多くの樹木が枯れて赤くなるため、枯れている場所が非常に目立ちます。近年、本州の日本海側を中心に大発生し、被害区域は拡大傾向にあります。京都府内でも徐々に南下しており、宇治市では2010年（平成22年）に初めて被害が確認されました。	2－3－3
ニュースポーツ	日本で20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツのことで、ショートテニス、ファミリーバドミントン、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールなど数百種類に及びます。勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむ身体運動が多いです。	4－2－2
ネウボラセット	「ネウボラ」はフィンランド発祥の総合的な子育て支援サービスのことです。宇治市では、赤ちゃんとのふれあいや遊びを推進することを目指し、父子健康手帳や赤ちゃん用品（おもちゃか肌着を選択）を「ネウボラセット」としています。出産前の母子健康手帳交付時に、妊娠期から一緒に喜びや不安を共有し、妊娠から出産・子育てまでの、切れ目ない支援が提供できるよう、保健師等が面談を行い「ネウボラセット」を配布します。	3－4－1
ノーマライゼーション	障害者等が地域社会の中で特別視されることなく、他の人々と同じように生活を営むことが当然だとする考え方です。また、それに基づく運動や施策のことで、1960年（昭和35年）代に北欧から始まりました。	基本構想
排水機場	大雨が降った影響等で、堤内地（堤防によって洪水から守られている区域）の土地が浸水するのを防止するため、ポンプによって雨水を川や海に強制的に排水するための施設です。	5－4－3 5－4－6
パブリックコメント	行政機関等が基本計画等を策定する際に、趣旨、目的、内容などを広く公表し、それに対する市民等からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、計画等の案の決定にはその意見等を考慮し、提出された意見やそれに対する行政の考え方などを公表する一連の手続のことです。	6－1－1

用 語	解 説	施策分類
病院群輪番制 病院運営事業	地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業で、本市は、山城医療圏(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町で構成する医療圏)における第二次救急医療体制の整備を図るため、補助を行っています。	3-2-2
ファミリー・サポート・センター	各市町村に設置され、子育て中の親等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助する人（援助会員）との相互扶助の活動を支援する組織で、親が仕事や用事がある場合などに、報酬を受け臨時的に子どもを預かります。	3-4-1
不作付田畑	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付け（栽培）しなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地である不作付地です。	2-3-1
普通救命講習	応急手当普及講習の一つで、消防庁通知の「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、消防本部が実施している講習会です。心肺蘇生法や大出血時の止血法、AEDの取扱い等の救命処置を学んだ受講修了者には「救命講習修了証」が交付されます。	1-2-2
ふれあい収集	要介護者や障害者など、収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や希望者への声かけ（安否確認）を行う、本市のごみ収集福祉サービスです。	1-1-3
平和市長会議	1982年（昭和57年）の国連軍縮特別総会において広島市長が提唱した「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」に賛同する世界各国の都市で構成された団体で、被爆地である広島市、長崎市は、世界に向けて核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けています。2018年（平成30年）7月現在、世界163カ国・地域の7,614都市が加盟しています。	6-2-2
紫式部文学賞・ 紫式部市民文化賞	本市のふるさと創生事業として、市民のアイデアを募り1991年（平成3年）度から実施している事業です。「源氏物語散策の道」の整備や源氏物語ミュージアムの建設などと併せて、源氏物語をテーマにしたまちづくりを進めてきました。文学賞は女性の文学作品を、市民文化賞は宇治市民の文学・研究作品を対象に表彰しています。	基本構想 2-2-1
ライフサイクル	一般的には、誕生から死までの、人の一生の過程のことで、また、生物の生活史、世代ごとにくりかえされる発生・成長の過程のことです。本計画では、道路、住宅、公園などの建築物が造られてから廃止に至るまでの全ての過程のことを指しています。	5-4-2 5-4-3 5-4-6
ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用について、企画・設計から材料調達、製造・建設、使用・運用、修繕・保全、解体・廃棄までの段階をトータルして考え、その全期間に要する生涯費用のことです。初期建設費であるイニシャルコストと、光熱水費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成されます。	基本構想 5-4-2 5-4-3 5-4-6
隣保館	「社会福祉法」に定める隣保事業を行う施設で、本市では、同和問題の解決に向け、住民の生活改善や自立を促進するための活動に取り組んできましたが、現在は福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として幅広い活用を目指しています。	2-6-1
類団(類似団体)	全国の市町村を人口及び産業構造等により分類し、分類した結果、同じグループに属する団体を言います。	財政見通し
GIS	Geographic Information System（地理情報システム）の略で、デジタル化された地理的情報と、位置に関する統計データや属性情報などのデータを、総合的に管理・加工して視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にするシステムです。地理情報の管理や都市計画などに利用されます。国では2007年（平成19年）に「地理空間情報活用推進基本法」が制定されました。	6-1-3
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、日本では同義としてIT(Information Technology：情報技術)が普及していますが、総務省の「IT政策大綱」が2004年（平成16年）から「ICT政策大綱」に名称変更するなど、ICTが定着しつつあります。	2-4-1 4-1-2 4-2-1 6-3-2 6-3-3
NGO	Non-governmental Organization（非政府組織）の略で、国家間の協定によらずに民間で設立される非営利の団体で、平和・人権の擁護、環境保護、援助などの分野で活動するものです。NPOとほぼ同義で使われていますが、政府に対して民間であることを強調する場合にはNGO、企業に対して非営利であることを強調する場合はNPOを使うことが多くあります。	6-2-1
NPO	Non-profit Organization（非営利組織）の略で、様々な課題に対して、行政・企業とは別に、市民が主体的・自発的に社会的活動に取り組む非営利の民間組織です。1998年（平成10年）に、NPOに法人格を与え、活動を支援するための「特定非営利活動促進法（NPO法）」が成立しました。	基本構想 2-1-2 3-4-4
PDCAサイクル	Plan、Do、Check、Actの頭文字をとったものです。計画、実施・実行、点検・評価、処置・改善のサイクルによって継続的な業務改善を行い、管理業務を計画どおりスムーズに進めるための手法です。	6-3-1

用 語	解 説	施策分類
SNS	Social Networking Serviceの略で、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことです。コミュニティ型の会員制サービスを提供するウェブサイト等があり、人々とのつながりを促進・サポートすることによって、友人・知人のコミュニケーションを円滑にしたり、新たな人間関係を構築する場を提供するものです。	6-1-2

序 論
基本構想
第3期中期計画
大分類 1
大分類 2
大分類 3
大分類 4
大分類 5
大分類 6
財政見通し
資 料

宇治市第5次総合計画

平成30年7月

企画・編集：宇治市政策推進課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地

TEL (0774) 22-3141(代)



宇治市

第5次総合計画

第3期中期計画

